

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学における公益通報の処理及び公益通報者の保護等に関する規程

平成29年6月26日
規程第 3 号

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「保護法」という。）に基づき、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）における公益通報に適切に対応するために必要な体制の整備その他必要な事項を定め、もって本学の社会的信頼の維持及び業務運営の公正性の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「公益通報」とは、本学の職員（派遣契約その他契約に基づき本学の業務に従事する者を含む。以下同じ。）若しくは当該通報の日前1年以内に本学の職員であった者又は役員が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正の目的ではなく、本学又は本学の業務に従事する場合における役員、職員、代理人その他の者について通報対象事実（保護法第2条第3項に規定する事実をいう。以下同じ。）が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、本学、当該通報対象事実について処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）若しくは勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。）をする権限を有する行政機関若しくは当該行政機関があらかじめ定めた者又はその者に対し当該通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者（当該通報対象事実により被害を受け、又はそのおそれがある者を含み、本学の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある者を除く。）に通報することをいう。

2 この規程において「内部公益通報」とは、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する場合において、前項に規定する本学に対する公益通報をいい、通報窓口への通報が公益通報となる場合だけでなく、上司等への報告が公益通報となる場合も含む。

3 この規程において「公益通報対応業務」とは、内部公益通報を受け、並びに当該内部公益通報に係る通報対象事実の調査をし、及びその是正に必要な措置をとる業務をいう。

4 この規程において「従事者」とは、公益通報対応業務に従事する者をいう。

(統括責任者)

第3条 内部公益通報の処理は、内部統制の事務を統括する責任者として学長に指名された理事（以下「統括責任者」という。）が統括する。

(事務)

第4条 内部公益通報に係る事務は、企画・教育部企画総務課が行う。

(従事者)

第5条 本学は、公益通報対応業務を行う者であり、かつ、当該業務に関して公益通報をした者（以下「公益通報者」という。）を特定させる事項を伝達される者を、従事者として定めるものとする。

- 2 本学は、従事者を定める際には、書面により指定するなど、従事者の地位に就くことが従事者となる者自身に明らかとなる方法により定めるものとする。
- 3 従事者の定めに関し必要な事項は、別に定める。

(通報窓口)

第6条 内部公益通報及び内部公益通報に係る相談に対する迅速かつ適切な対応を行うため、企画・教育部企画総務課に通報窓口を置く。

- 2 前項に定める通報窓口のほか、学外に学長が指定する通報窓口を置くことができる。
- 3 通報窓口に担当者（第8条において「窓口担当者」という。）を置き、企画・教育部企画総務課に所属する職員をもって充てる。

(公益通報対応業務における利益相反の排除)

第7条 内部公益通報に関して行われる公益通報対応業務について、事案に関係する者を公益通報対応業務に関与させないものとする。

(通報の受付等)

第8条 窓口担当者は、通報を受け付けたときは、直ちにその旨を通報窓口への通報をした者（通報した者の連絡先が不明な場合を除く。以下「通報者」という。）に通知するとともに、統括責任者に報告しなければならない。ただし、次の表の左欄に掲げる者が通報対象事実に関与し、又はその疑いがあるとして通報された者（以下この条及び第19条において「被通報者」という。）に含まれる場合は、同表の右欄に掲げる者に報告するものとする。

役員（統括責任者を除く。）	統括責任者及び監事
統括責任者	学長及び監事
学長及び統括責任者	監事

- 2 窓口担当者は、通報の内容に対する対応が本学の他の規則等により明確に規定されているときは、統括責任者（統括責任者が被通報者に含まれる場合にあっては学長とし、学長及び統括責任者の両方が被通報者に含まれる場合にあっては監事とする。）と協議の上、該当する担当部署へ事案を移送するものとし、通報者に移送した旨を通知しなければならない。

- 3 本学の役員又は窓口担当者以外の職員が内部公益通報又は内部公益通報に係る相談（以下この項において「内部公益通報等」という。）を受けたときは、直ちに窓口担当者に連絡し、又は当該内部公益通報等を行った者に対し通報窓口で内部公益通報等を行うよう助言するなど、誠実に対応するよう努めなければならない。

（通報に対する措置の検討）

第9条 統括責任者は、前条第1項の通報の報告を受けたときは、当該通報を内部公益通報として受理するかどうかを決定し、学長に直ちに報告するとともに、通報者に対して通知しなければならない。この場合において、内部公益通報として受理しないときは、その理由を併せて通知するものとする。

- 2 前項の通報者に対する通知は、通報を受け付けた日から20日以内に行わなければならない。

（調査）

第10条 統括責任者は、前条第1項により内部公益通報として受理した場合は、当該内部公益通報に係る事案の調査を行わせるため、調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、統括責任者及び本学の役員又は職員（以下「役職員」という。）のうちから統括責任者が指名するもので組織する。
- 3 委員会に委員長を置き、統括責任者をもって充てる。
- 4 委員会は、内部公益通報に係る事案ごとに設置するものとし、第12条に規定する学長への報告をもって解散するものとする。
- 5 委員会は、調査対象に関係する役職員に対して、関係資料の提出、事実の証明、報告その他必要な協力を求めるものとする。

（協力義務）

第11条 役職員は、前条第5項の規定により、委員会から調査の協力を求められたときは、誠実に協力しなければならない。

（調査結果の通知）

第12条 統括責任者は、第10条第1項の事案の調査を終えたときは、直ちに学長及び監事に報告するとともに、通報者に対し、当該調査の結果を通知するものとする。

（是正措置等）

第13条 学長は、第10条第1項の事案の調査の結果、通報対象事実が明らかとなったときは、是正措置及び再発防止のために必要な措置（以下「是正措置等」という。）を講じなければならない。

- 2 統括責任者は、学長が前項の是正措置等を講じたときは、通報者に対し、当該是正措置等の内容を通知するものとする。
- 3 学長は、調査の結果及び是正措置等の内容について必要と認めるときは、公表又は関係行政機関に対し報告を行うものとする。
- 4 統括責任者は、第1項の是正措置等が機能しているか、継続的に確認するとともに、適切に機能していない場合は、速やかに学長に報告するものとする。
- 5 学長は、是正措置等が適切に機能していないことを把握した場合は、改めて是正に必要な措置をとるものとする。

(懲戒処分等)

第14条 学長は、内部公益通報に係る事案の調査の結果、通報対象事実が明らかとなったときは、当該通報対象事実に関与した役職員に対し、本学が定める就業規則等に基づき、懲戒処分等を科することができる。

(適用除外)

第15条 第8条から前条までに係る調査又は是正措置等の実施に関しては、本学の他の規則等で定めるところにより、この規程の一部を適用しないことができる。

(人格権への配慮)

- 第16条 統括責任者は、第12条及び第13条第2項に規定する通知を行うときは、当該通知に係る通報対象事実に関与した役職員、内部公益通報に係る事案の調査に協力した者等の名誉、プライバシーその他の人格権を侵害することのないように配慮しなければならない。
- 2 学長は、第13条第3項に規定する公表又は報告を行うときは、公益通報者、当該公表又は報告に係る通報対象事実に関与した役職員、内部公益通報に係る事案の調査に協力した者等の名誉、プライバシーその他の人格権を侵害することのないように配慮しなければならない。

(公益通報等又は調査協力等を行った者の保護)

- 第17条 役職員は、公益通報又は公益通報に係る相談（以下「公益通報等」という。）を行った者に対し、当該公益通報等を行ったことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。
- 2 役職員は、調査に対する協力その他の公益通報等に係る対応（以下この条において「調査協力等」という。）を行った者に対し、当該調査協力等を行ったことを理由として、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。
 - 3 統括責任者は、公益通報等又は調査協力等を行った者が不利益な取扱いを受けていないかを把握するとともに、不利益な取扱いを把握した場合は、速やかに学長に報告するものとする。

- 4 学長は、公益通報等又は調査協力等を行ったことを理由とする不利益な取扱いを把握した場合は、適切な救済・回復の措置をとるものとする。
- 5 学長は、役職員が公益通報等又は調査協力等を行ったことを理由とする不利益な取扱いを行ったことが明らかになったときは、当該役職員に対し、行為態様、被害の程度、その他情状等の諸般の事情を考慮して、本学が定める就業規則等に基づき、懲戒処分等を科することができる。

(範囲外共有等の防止)

- 第18条 統括責任者は、役職員が公益通報者を特定させる事項を必要最小限の範囲を超えて共有する行為(以下この条において「範囲外共有」という。)及び公益通報者を特定しようとする行為(以下この条において「通報者の探索」という。)を行うことを防ぐための措置をとり、範囲外共有又は通報者の探索が行われた場合は、速やかに学長に報告するものとする。
- 2 学長は、範囲外共有又は通報者の探索を把握した場合は、適切な救済・回復の措置をとるものとする。
 - 3 学長は、範囲外共有又は通報者の探索を行った役職員に対し、行為態様、被害の程度、その他情状等の諸般の事情を考慮して、本学が定める就業規則等に基づき、懲戒処分等を科することができる。

(学長又は統括責任者が通報対象事実に関与する場合等の特例)

- 第19条 次の各号に掲げる者が通報対象事実に関与し、又はその疑いがある場合(被通報者に含まれなかった場合であって、第10条第1項の調査によって関与又はその疑いが判明したときを含む。)は、当該各号に定めるところにより対応するものとする。
- (1) 学長 別表第1の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄の字句に読み替え、統括責任者がこれらの規定に係る職務を行う。
 - (2) 統括責任者 別表第2の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄の字句に読み替え、学長がこれらの規定に係る職務を行う。
 - (3) 学長及び統括責任者 前2号の規定にかかわらず、企画総務課と監事との間でその後の対応を協議する。

(不正目的の通報の禁止)

- 第20条 役職員及び当該通報の日前1年以内に本学の職員であった者は、虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報その他の不正を目的とする通報を行ってはならない。
- 2 学長は、前項に規定する通報を行った役職員に対し、本学が定める就業規則等に基づき、懲戒処分等を科することができる。

(秘密の保持)

第21条 公益通報等に関わった役職員は、関係者の名誉、プライバシーその他の人格権を尊重するとともに、当該公益通報等に関し知り得た調査内容等の情報を他に漏らしてはならない。

(公益通報処理体制等の周知)

第22条 統括責任者は、公益通報の方法、通報窓口の所在場所その他の公益通報に必要な事項を、役職員に教育・周知しなければならない。

(内部公益通報対応体制の評価・点検)

第23条 統括責任者は、この規程に基づく内部公益通報への対応体制について定期的に評価・点検を実施し、必要に応じて改善を行うものとする。

(運用実績の開示)

第24条 統括責任者は、内部公益通報に係る運用実績の概要を、適正な業務の遂行及び内部公益通報に関係する者の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において役職員に開示するものとする。

(準用規定)

第25条 第2条第1項に規定する者以外からの通報等については、この規程に準じて取り扱うものとする。

(雑則)

第26条 この規程に定めるもののほか、公益通報に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

別表第1（第19条関係）

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第9条第1項	学長	監事
第10条第4項	第12条に規定する学長	第19条第1号の規定により読み替えられた第12条に規定する監事
第12条	学長及び監事	監事
第13条第1項	学長	統括責任者
第13条第2項	学長が前項の	前項の
第13条第3項	学長	統括責任者
第13条第4項	確認するとともに、適切に機能していない場合は、速やかに学長に報告するものとする。	確認するものとする。
第13条第5項	学長	統括責任者
第16条第2項	学長	統括責任者
第17条第3項	把握するとともに、不利益な取扱いを把握した場合は、速やかに学長に報告するものとする。	把握するものとする。
第17条第4項	学長	統括責任者
第18条第1項	措置をとり、範囲外共有又は通報者の探索が行われた場合は、速やかに学長に報告するものとする。	措置をとるものとする。
第18条第2項	学長	統括責任者

別表第2（第19条関係）

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第9条第1項	統括責任者	学長
	決定し、学長に直ちに報告するとともに	決定するとともに
第10条第1項	統括責任者	学長
第10条第2項	統括責任者	学長
第10条第3項	統括責任者	学長
第10条第4項	第12条に規定する学長	第19条第2号の規定により読み替えられた第12条に規定する監事
第12条	統括責任者	学長
	学長及び監事	監事
第13条第2項	統括責任者は、学長が	学長は、
第13条第4項	統括責任者	学長
	確認するとともに、適切に機能していない場合は、速やかに学長に報告するものとする。	確認するものとする。
第16条第1項	統括責任者	学長
第17条第3項	統括責任者	学長
	把握するとともに、不利益な取扱いを把握した場合は、速やかに学長に報告するものとする。	把握するものとする。
第18条第1項	統括責任者	学長
	措置をとり、範囲外共有又は通報者の探索が行われた場合は、速やかに学長に報告するものとする。	措置をとるものとする。